

公益財団法人
日本ユニフォームセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本ユニフォームセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ユニフォームの改善改良とその思想の普及、啓発活動を行い、ユニフォーム文化の振興、勤労者の福祉の向上、並びに学生及びスポーツをする者の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ユニフォームに関する思想の普及、啓発事業
- (2) ユニフォームに関する調査、資料収集、研究開発事業
- (3) ユニフォームに関する診断、相談、助言事業
- (4) ユニフォームに関する知的財産権の提供事業
- (5) ユニフォームに関する物品の斡旋事業
- (6) ユニフォームに関する特定団体・企業等へのデザインの提供
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都、その他の道府県及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、理事会が別に定める倫理規程（自主行動基準）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第8条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び前項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 この法人は、第2項の定時評議員会終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第11条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱い、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第15条 この法人に、評議員20名以上30名以内を置く。

(評議員の選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

(1) 評議員選定委員会は、評議員2名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

(2) 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

イ この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者又は使用人

ロ 過去に前号に規定する者となったことがある者

ハ 前2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

(3) 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

(4) 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候

補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

イ 当該候補者の経歴

ロ 当該候補者を候補者とした理由

ハ 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

ニ 当該候補者の兼職状況

(5) 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(6) 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

2 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

3 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定める個別の権限を行使する。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(評議員の報酬等)

第19条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程

(3) 定款の変更

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第1項の書面に記載した目的以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）

第23条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第24条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（定足数）

第26条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第27条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第32条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する

こととする。

(決議の省略)

第28条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその会議に出席した、評議員の中で署名人として選任された評議員並びに出席した理事は、これに署名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第31条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員の種類及び定数)

第32条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上30名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

第33条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事並びに業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より常務理事1名を選定することができる。

5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める

特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 7 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記証明書等を添え、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第34条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事以外の業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。また、常務理事に事故あるとき又は常務理事が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 常務理事及びそれ以外の業務執行理事の権限は、理事会が別に定める理事職務権限規程による。
- 6 理事長、常務理事及び第4項の業務を執行する理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調

査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務並びに財産及び会計の状況を調査することができる。

(役員任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、その前任者の残任期間とする。

4 役員は、第32条第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第37条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第38条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定による。

(理事取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこ

の法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第52条に定める理事会運営規則によるものとする。
(役員の実任の免除又は限定)

第40条 この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団法人・財団法人法」という。）第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第41条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事長の推薦により、理事会において選任する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して、理事長の諮問に応じて意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(構成)

第42条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第43条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第40条第1項の責任の免除、及び同条第2項の責任限定契約の締結

（種類及び開催）

第44条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第35条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第45条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 第1項の規定は、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第46条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第47条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第48条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第49条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第50条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第51条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、これに署名押印する。ただし、理事長が出席しない時は、出席した理事及び監事が署名押印するものとする。

(理事会運営規則)

第52条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法については、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経ることにより、変更することができる。

2 第56条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

3 第1項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第54条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第56条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から、1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、「公益認定法」第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 専門委員会

(設置等)

第58条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の委員長及び委員は、理事会の承認を経たうえ、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会は、理事長の委嘱する事項について調査研究するほか、必要に応じ理事長に対し意見を具申することができる。

第7章 会 員

(会員)

第59条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める「会員規程」による。

第8章 事務局

(設置等)

第60条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会において選任及び解任を行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第61条 事務所には、第11条第1項及び第3項に掲げられた書類のほか、法令により定められた書類及び帳簿を常に備えておかなければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第62条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と、公益法人の設立登記を行った時は、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する役員は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 この法人の最初の代表理事は 北條 正明とする。
- 5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

阿久津 和 行	荒木田 裕 子	有 武 志	飯 島 健
五十嵐 信 夫	池 悦 子	伊 藤 和 枝	大 澤 道 雄
太 田 昭 雄	櫛下町 慶 子	小 松 晴 彦	酒 井 一 博
阪 口 寿 明	鈴 木 深 雪	高 橋 紀 光	高 部 啓 子
高 村 有 治	高 田 義 則	田 澤 正 三	田 辺 信 幸
迫 間 満	橋 爪 紳 也	早 川 明 男	堀 松 涉
松 井 隆 昌	宮 澤 廣 志	虫 明 清 一	毛 利 真 人

渡 邊 司

附則(令和3年6月4日)

この定款の変更は令和3年6月4日から施行する。

以 上